

報 告 事 項

令 和 6 年 9 月 定 例 会

令和6年9月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
44	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5

令和6年報告第44号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月13日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年8月29日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和6年5月7日午後3時50分頃

(2) 場所

岡崎市両町一丁目地内

(3) 内容

要介護認定調査を終え、自動車を駐車するため岡崎市役所東駐車場内を走行していた際、駐車区画から前進してきた相手方自動車と接触し、当該自動車の左前部バンパーを損傷させた。

2 損害賠償額

18,728円

3 和解条項

(1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、岡崎市に金145,376円の、相手方に金74,910円の損害が生じたことを相互に確認する。

(2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市25パーセント、相手方75パーセントであることを相互に確認する。

(3) 岡崎市と相手方は、本件事故による損害賠償債務として、岡崎市は、相手方に対し、金18,728円の、相手方は、岡崎市に対し、金109,032円の各支払義務があることを相互に確認する。

(4) 岡崎市と相手方は、(3)の両債権につき対等額をもって相殺する。

(5) 相手方は、岡崎市に対し、(4)による残債務金90,304円を、岡崎市が発行する納付書記載の納期限までに、岡崎市の指定する方法により支払う。支払いに要する費用は、相手方の負担とする。

(6) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条

項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

